

# 「環境省エコチル調査企業・団体サポーター」規約（第1.2版）

平成 23 年 8 月 1 日 制定

平成 23 年 10 月 1 日 改定

令和 8 年 3 月 11 日 改定

## 1. 目的

環境省では、化学物質等の環境要因が健康に与える影響を解明するため、約10万組の親子を対象とした大規模な疫学調査「子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)」を2011年から継続して実施しています。

この規約は、エコチル調査の社会全体の認知度向上と理解促進のため、調査の趣旨に賛同する企業・団体に「環境省エコチル調査企業・団体サポーター(以下「企業サポーター」という)」となって調査を応援していただくことを目的に、企業サポーターに登録する企業・団体が活動を行うに当たり遵守すべき事項を定めるものです。

## 2. 企業サポーター登録

(1) エコチル調査の趣旨に賛同する企業・団体は、環境省の指定する方法で申請し、環境省による承認を得ることにより、企業サポーターに登録することができます。

(2) 以下に該当すると環境省が判断した場合は、承認されないことがあります。

- ・エコチル調査の趣旨に反することが明らかであると認められる場合
- ・法令違反により行政処分を受けたなど企業のコンプライアンス状況に疑義が認められる場合
- ・政治団体又はこれに密接な関係を有する企業・団体が選挙活動等、その本来の目的を遂げるために登録する場合
- ・宗教団体又はこれに密接な関係を有する企業・団体が布教等、その本来の目的を遂げるために登録する場合
- ・反社会的勢力と関係を有すると認められる場合
- ・健康被害を及ぼす可能性が指摘されている製品を製造・販売する等、公衆衛生上の利益と相反する事業活動を行っているとは判断される場合
- ・本調査の科学的中立性や客観性に対して、国民の疑念を招く恐れがある場合
- ・その他企業サポーター登録が不適切と認められる場合

## 3. 企業サポーターの特典

企業サポーターに登録された企業・団体は、以下の特典があります。

(1) エコチル調査のホームページ (<https://www.env.go.jp/chemi/ceh/index.html>) に企業・団体名、エコチル調査への応援メッセージを掲載することができます。

(2) 当該企業のホームページ、社内報、SNS などに、エコチル調査のロゴマーク、エコチル調査のリンク、バナー画像、エコチル調査への応援メッセージ（以下、応援メッセージ等という）を掲載することができます。

(例)「わたしたち〇〇（企業・団体名）は環境省エコチル調査の企業サポーターです」

「当社は、環境省エコチル調査の企業サポーターとして登録されています」

「わたしたち〇〇（企業・団体名）はエコチル調査を応援しています」

「当社は、エコチル調査の趣旨に賛同しています」

本規定5条（登録の解除）により企業・団体サポーター登録を取消された場合、応援メッセージ等の表示を行うことはできません。また、応援メッセージ等が表示された媒体がある場合は、登録取消後、速やかに廃棄していただきます。

- (3) エコチル調査メールマガジンやエコチル調査全国フォーラムの案内などエコチル調査に関連する情報の案内を環境省よりお届けします。

#### 4. 企業サポーターが遵守すべき事項

企業サポーターに登録された企業・団体は、以下の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 応援メッセージ等を表示する際は、具体的な内容と表示する媒体について、事前に、環境省の確認を得ること
- (2) 応援メッセージにエコチル調査のロゴマーク、エコチル調査のリンク及びバナー画像を付記する場合には、それらの使用規定を遵守すること
- (3) 応援メッセージ等の表示に関する権利について、第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用の許諾を行わないこと
- (4) エコチル調査が特定の商品やサービスについて、評価、認定及び推奨しているような誤解を与えないこと
- (5) その他「エコチル調査」の趣旨に反する行為を行わないこと

#### 5. 登録の解除

- (1) 企業サポーターに登録された企業・団体は、環境省に対し、企業サポーター登録の解除を申し出ることにより、任意に登録を解除することができます。
- (2) 環境省は、企業サポーターが次のいずれかの事由に該当すると判断した場合、当該企業サポーターの登録を取消することがあります。
  - ・倒産、解散したとき
  - ・企業サポーターに連絡が取れなくなったとき（メールが不達等）
  - ・企業サポーター登録申請に際して虚偽の事実を申告したとき
  - ・本規定2条(2)号記載の企業サポーター登録拒否事由に該当したとき
  - ・本規定4条記載の遵守事項に違反したとき
  - ・企業・団体のコンプライアンス状況に疑義が認められたり、公序良俗に反する行為をしたとき
  - ・エコチル調査の適正な運営に支障をきたすと事務局が判断したとき
  - ・その他、環境省の信用を傷つける行為を行ったと認められるとき

#### 6. 規約の改定

本規約の改定改廃は、環境省が行い、改定改廃後は改定改廃前に登録した企業サポーター

に対しても改定された規約を適用することとします。

附 則

本規約は、平成 23 年 8 月 1 日から施行します。

本規約は、令和 8 年 3 月 11 日から改定施行します。

以上